

★病後児保育の利用について

- 利用には医師連絡票が必要です。
- 対象となるのは、病後児病気・ケガの「回復期」にあつて集団保育が困難であり、保護者の方が勤務等の都合によりご家庭で保育を行うことができない小学校3年生までのお子さんです
- 回復期とは…
 - 日常かかりやすい病気（風邪症状など）は、急性期を経過した状態
 - 伝染病疾患（水ぼうそうなど）は、他児への感染期を経過した状態
 - 慢性疾患（ぜんそくなど）は、症状が安定した状態
 - 外傷性疾患（やけどや骨折など）は、症状が固定した状態